

アジア好利回りリート・ファンド

アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）



適温相場が続くとみられるアジアリート

平素は「アジア好利回りリート・ファンド／アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。当資料ではアジアリートの投資環境についてご紹介いたします。

※アジア・オセアニア（除く日本）をアジアということがあります。適温相場とは過熱しすぎでなく、かといって閑散でもない適度な相場のことをいいます。

※当資料では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにすることがあります。

アジア好利回りリート・ファンド：（毎月決算型）、アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）：（年1回決算型）

長期金利の低下により適温相場が続くとみられるアジアリート

- 2016年7月以降は、米国政策金利の引上げを織り込む形で米国長期金利の上昇が続きました。世界的にも長期金利が上昇し、世界リートやアジアリートのパフォーマンスは、世界株式に劣後しました。
- ただし、2018年11月9日以降は、米連邦準備制度理事会（FRB）高官のハト派的発言を受け利上げ観測が後退したことにより、米国長期金利は低下基調に転じ、これを受け世界リートやアジアリートは世界株式を上回るパフォーマンスとなりました。
- 2019年5月以降の米中貿易摩擦の再燃により、企業業績は減速が懸念されますが、リートの業績への影響は限定的と見込まれ、当面は好業績と良好な金融環境等に支えられ、アジアリートは適温相場が続くと予想されます。

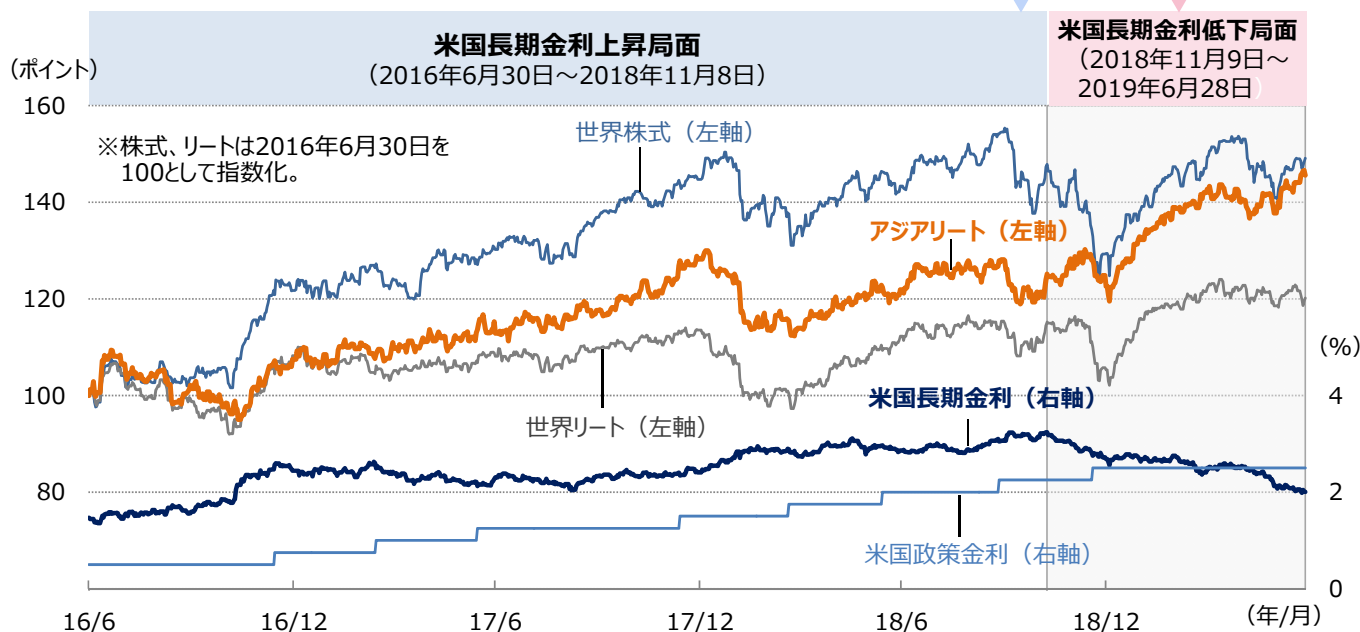
【アジアリートの 適温相場を支える3つの要因】

- ① 好調な業績
- ② 世界的に金融政策は緩和傾向
- ③ 株式、債券よりも相対的に高い利回り水準

【アジアリートの米国長期金利局面別騰落率】 (単位：%)

米国長期金利	上昇局面	低下局面
アジアリート	25	16
世界株式	48	1
世界リート	15	4

【リート、株式、金利の推移】
(2016年6月30日～2019年6月28日)



(注) 世界株式はMSCIワールド指数、世界リートはS&PグローバルREIT指数、アジアリートはS&PアジアパシフィックREIT指数（除く日本）、いずれも配当込み、円ベース。米国長期金利は米国10年国債利回り、米国政策金利はFFレートの誘導目標上限値。

(出所) FactSet、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

今後も底堅さが期待されるアジアリート

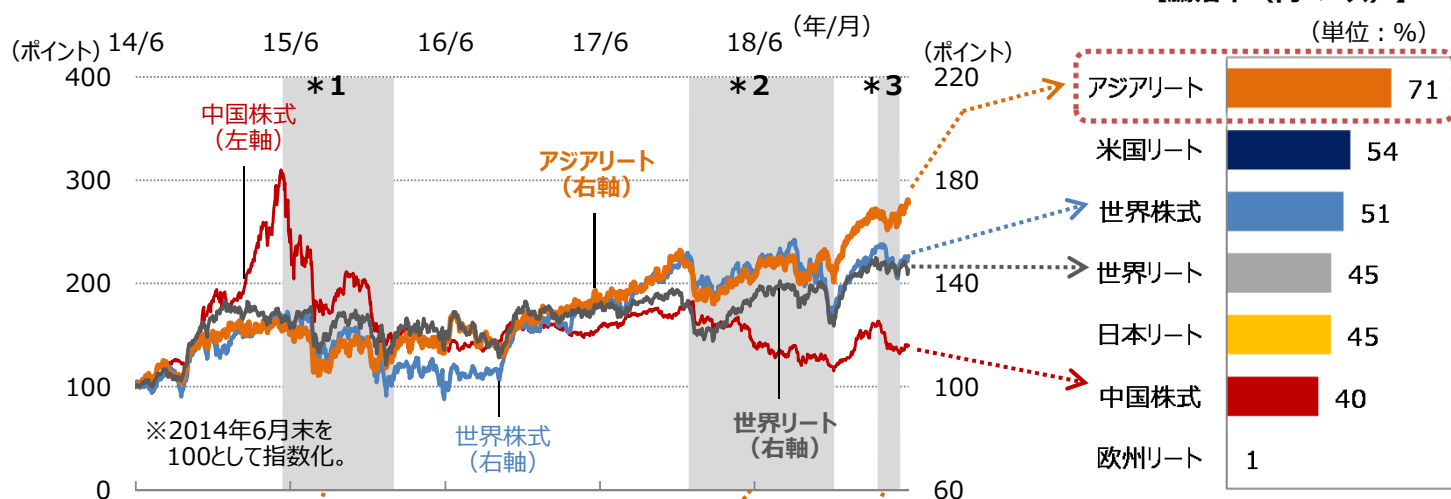
米中貿易摩擦の中でも相対的に良好なパフォーマンスが見込まれるアジアリート

- 過去5年間に於いては、中国における景気減速懸念等の高まりから金融市場が大きく下落する局面がありましたが、いずれもアジアリートの下落幅は限定的で、金融市場が落ち着きを取り戻すにつれ大きく反発しました。
- 過去5年間のアジアリートの騰落率は、好調な業績や相対的に高い利回りなどを背景に、世界株式やアジア以外のリートよりも優位でした。
- 米中貿易摩擦懸念の再燃に注意を要しますが、アジアリートへの影響は限定的と見込まれます。

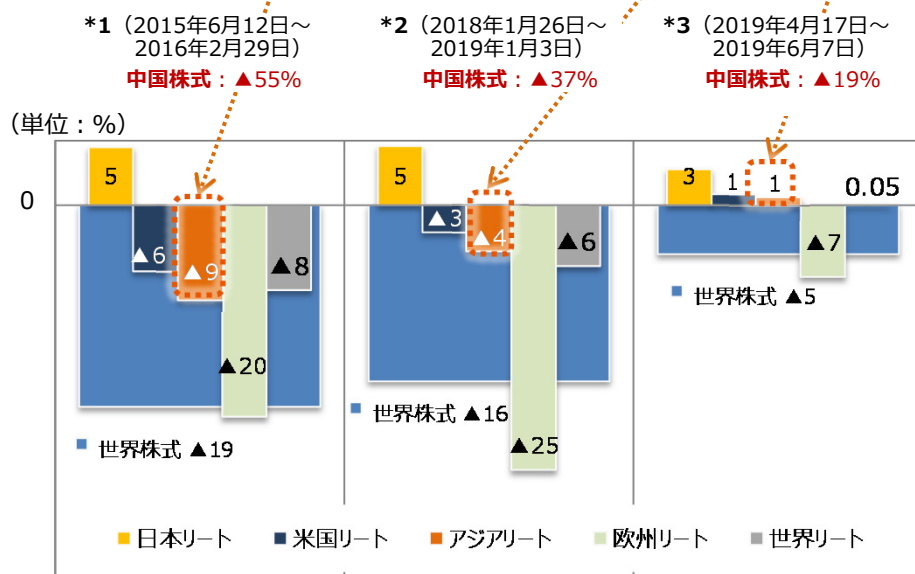
【過去5年間のリート、株式の推移と騰落率（円ベース）】

（2014年6月末～2019年6月末）

【リート、株式の推移（円ベース）】



【中国株式が下落した3局面におけるリート、株式の騰落率（円ベース）】



- ※1 (2015年6月12日～2016年2月29日)
中国政府による株式取引の信用規制強化をきっかけに、中国株式が大幅な下落に転じ、さらに8月の複数回の中国元切り下げにより株価の低迷が続きました。
- ※2 (2018年1月26日～2019年1月3日)
米国による対中追加関税が現実味を帯び始めた2018年1月下旬以降、中国株式は下落が続きました。米中貿易摩擦激化で企業業績に減速感が台頭した2018年10月以降は世界株式も大きく下落しました。
- ※3 (2019年4月17日～2019年6月7日)
米中貿易摩擦の再燃により、中国株式と世界株式は再び大きく下落しました。

（注）中国株式は上海総合指数（配当除く）、世界株式はMSCIワールド指数（配当込み）、世界リートはS&PグローバルREIT指数（配当込み）、各国・地域リートはS&P REIT指数の各国・地域指数（配当込み）。

（出所）FactSetのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

中長期的に高いリターンが続くアジアリート

インカム中心のリターンにより、アジアリートは中長期的に安定して高いリターンが続いています

- アジアリートの騰落率は、他の国・地域リートよりも中長期的に安定して高いパフォーマンスとなっています。
- 要因として、アジアリートの配当利回りの高さと価格変動リスクの相対的な低さが挙げられます。過去10年間のインカムリターン比較では、アジアリートは185%と最大となっています。
- 足元も、アジアリートの配当利回り水準は他の国・地域よりも高いため、引き続きインカムリターンを中心に安定的に高いリターンが期待されます。

【各国・地域リートと世界株式の投資期間別騰落率（円ベース）】

（2019年6月末現在）

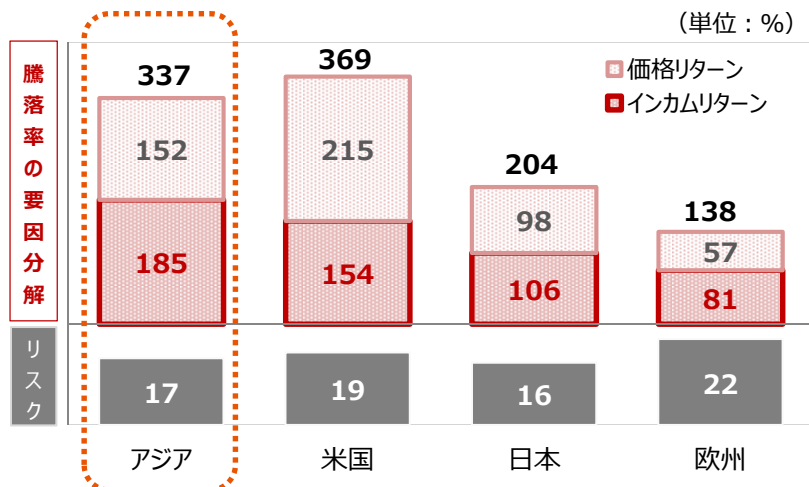
（単位：％）

	過去 1年間	過去 2年間	過去 3年間	過去 4年間	過去 5年間	過去 6年間	過去 7年間	過去 8年間	過去 9年間	過去 10年間
1位	アジア 19	アジア 29	世界株式 49	アジア 42	アジア 71	アジア 98	世界株式 184	アジア 197	アジア 267	米国 369
2位	日本 15	日本 24	アジア 46	日本 26	米国 54	世界株式 92	アジア 182	米国 169	米国 229	アジア 337
3位	米国 8	世界株式 15	日本 19	世界株式 22	世界株式 51	米国 77	日本 162	世界株式 169	世界株式 222	世界株式 227
4位	世界株式 4	米国 10	米国 18	米国 22	日本 45	日本 73	米国 141	日本 158	日本 217	日本 204
5位	欧州 ▲12	欧州 ▲6	欧州 11	欧州 ▲15	欧州 1	欧州 39	欧州 105	欧州 64	欧州 133	欧州 138

【各国・地域リートの騰落率の要因分解とリスク（円ベース）】

（過去10年間（2009年7月～2019年6月））

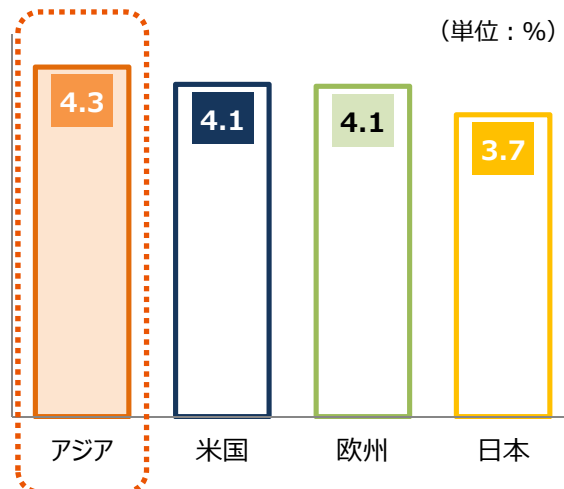
（単位：％）



【各国・地域リートの配当利回り】

（2019年6月末現在）

（単位：％）



（注1）世界株式はMSCIワールド指数、各国・地域リートはS&P REIT指数の各国・地域指数。いずれも、配当込み。リスクは月次リターンの標準偏差の年率換算値。

（注2）騰落率の要因分解は四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

（出所）FactSetのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

世界リート市場の中で上位を占めるアジアリート

オーストラリア、シンガポール、香港のリート市場規模は、日米を除く先進国と同程度です

- アジア株式の時価総額は、主要先進国に比べ小規模です。
- アジアリートの時価総額は、日・米を除く先進国と同等あるいは上回る規模となっています。

① 各国・地域 株式の時価総額 ランキング

順位	国・地域名	株式時価総額 ウェイト (%)
1	米国	62.7
2	日本	8.0
3	英国	5.7
4	フランス	3.9
5	カナダ	3.5
6	スイス	3.1
7	ドイツ	3.0
8	オーストラリア	2.4
9	香港	1.3
10	オランダ	1.2

② 各国・地域 リートの時価総額 ランキング

順位	国・地域名	リート時価総額 ウェイト (%)
1	米国	63.7
2	日本	9.3
3	オーストラリア	6.3
4	英国	4.4
5	フランス	3.4
6	シンガポール	3.4
7	香港	2.3
8	カナダ	1.8
9	南アフリカ	1.3
10	ベルギー	0.8

- アジアリートの対経済規模比率（リート時価総額/名目GDP）は高く、経済規模に比べてリート市場が発達しています。
- アジアには大型リートが多く、個別リートの平均時価総額は、世界的に見て高水準です。

③ 各国・地域 リートの対経済規模比率 ランキング

順位	国・地域名	リート時価総額/ 名目GDP (%)
1	シンガポール	13.0
2	香港	8.7
3	オーストラリア	6.1
4	南アフリカ	5.1
5	米国	4.3
6	ニュージーランド	3.0
7	日本	2.6
8	ベルギー	2.2
9	英国	2.2
10	フランス	1.7

④ 各国・地域 リートの平均時価総額 ランキング

順位	国・地域名	個別リートの 平均時価総額 (億円)
1	フランス	7,356
2	米国	6,219
3	香港	5,701
4	オーストラリア	3,904
5	スペイン	3,122
6	英国	2,357
7	日本	2,326
8	ドイツ	1,819
9	ベルギー	1,790
10	シンガポール	1,635

(注1) 株式はMSCIワールド指数、リートはS&P REIT指数の各国・地域指数。2019年6月末現在。

(注2) 名目GDPはIMF（国際通貨基金）による2019年4月発表値。2018年の年間ベース。

(出所) FactSet、IMFのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

シンガポールドルと香港ドルの通貨リスクは米ドルと同程度

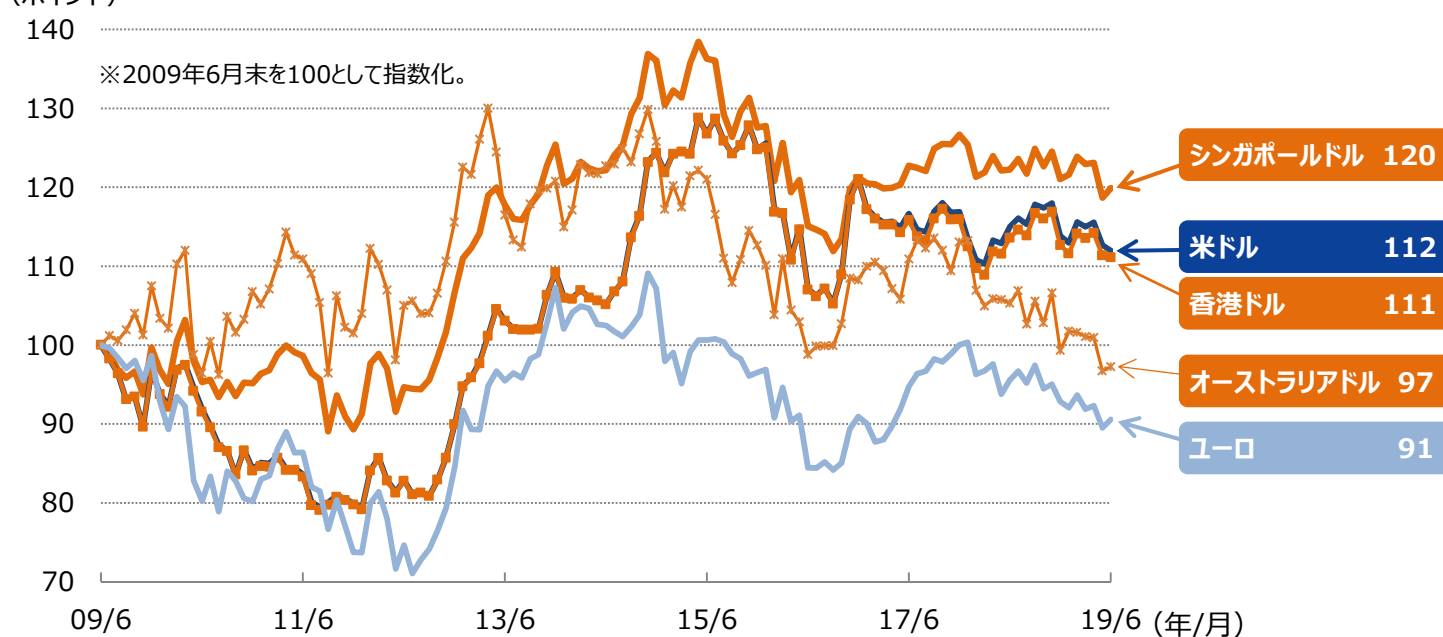
過去10年間のアジアリート主要3通貨のリスクは、欧米主要通貨と同程度でした

- アジア各国・地域では、自国通貨の安定を目的に、複数の外国通貨への連動を目指す通貨バスケット制や固定相場制の一種であるカレンシーボード制などの為替制度を採用するケースがあります。香港ドルは米ドルに連動するカレンシーボード制、シンガポールドルは通貨バスケット制を採用しており、過去10年のリターンは米ドル並みでした。
- アジア通貨はリターンが低く、リスクが高いというイメージがありますが、リスクを過去10年でみると、シンガポールドルと香港ドルは米ドルと同程度、オーストラリアドルは米ドルやユーロをやや上回る水準でした。

【アジアリート主要3通貨と米ドル、ユーロの推移（対円ベース）】

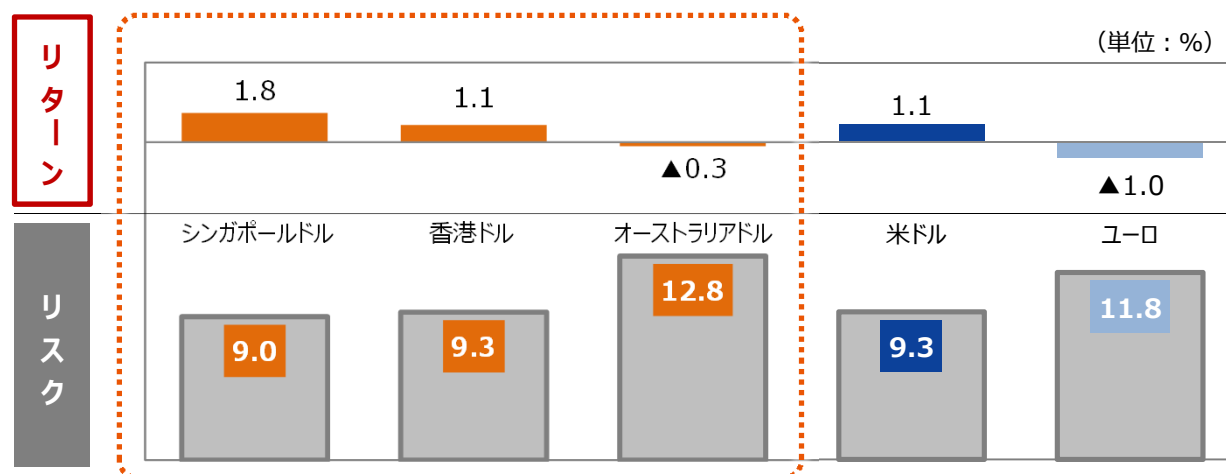
(過去10年（2009年6月末～2019年6月末）)

(ポイント)



【アジアリート主要3通貨と米ドル、ユーロのリターンとリスク（対円ベース）】

(過去10年（2009年6月末～2019年6月末）)



(注) リターンは2009年6月末～2019年6月末の年率。リスクは2009年6月末～2019年6月末の月次騰落率の標準偏差を年率換算して算出。
 (出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額は設定来、概ね堅調に推移 ①

【毎月決算型】の基準価額は下落局面を乗り越えて、中長期的には上昇基調を維持

- 設定（2011年9月30日）以降、（毎月決算型）の基準価額は10%超の下落が3回ありましたが、中長期的には上昇基調が続いています。
- 過去、当ファンドを2年半以上継続的に保有した場合、どのタイミングで投資しても騰落率はプラスとなりました。（取引費用や税金、手数料等は考慮していません。）

【毎月決算型】

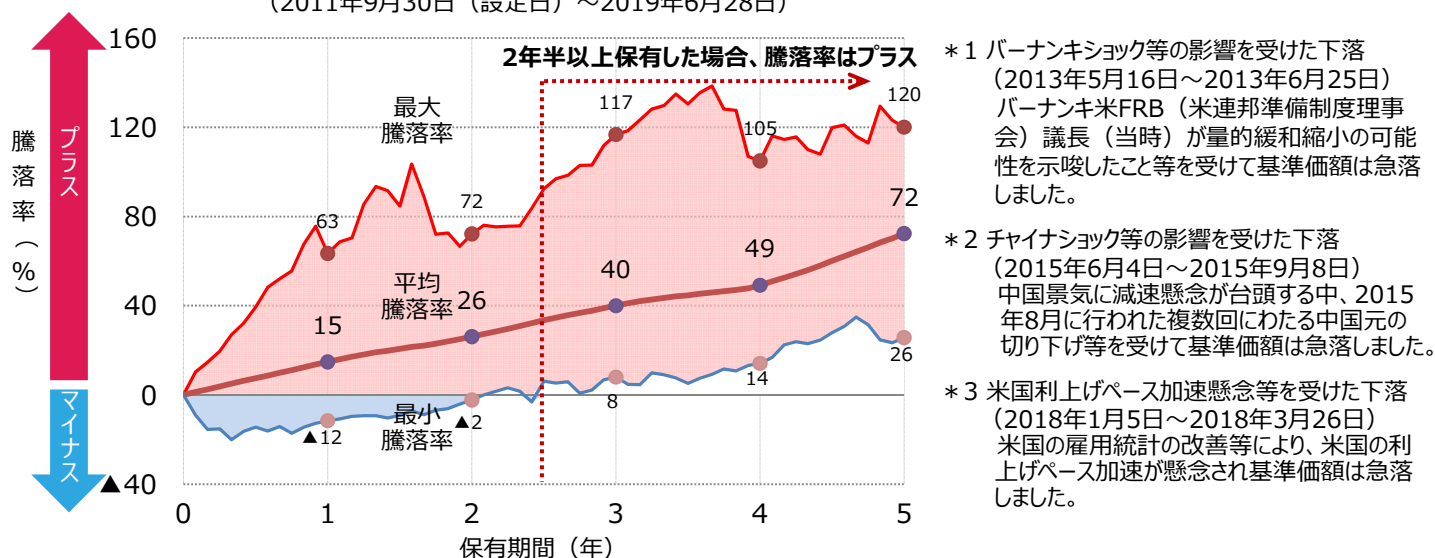
【基準価額の推移】

(2011年9月30日（設定日）～2019年6月28日）



【（毎月決算型）の保有期間別騰落率】

(2011年9月30日（設定日）～2019年6月28日）



- *1 バーナンキショック等の影響を受けた下落
(2013年5月16日～2013年6月25日)
バーナンキFRB（米連邦準備制度理事会）議長（当時）が量的緩和縮小の可能性を示唆したこと等を受けて基準価額は急落しました。
- *2 チャイナショック等の影響を受けた下落
(2015年6月4日～2015年9月8日)
中国景気に減速懸念が台頭する中、2015年8月に行われた複数回にわたる中国元の切り下げ等を受けて基準価額は急落しました。
- *3 米国利上げペース加速懸念等を受けた下落
(2018年1月5日～2018年3月26日)
米国の雇用統計の改善等により、米国の利上げペース加速が懸念され基準価額は急落しました。

（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

（注2）（毎月決算型）の騰落率は、各月末から当該期間における税引前分配金再投資基準価額の騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは12ページをご覧ください。

基準価額は設定来、概ね堅調に推移 ②

(年1回決算型)

【基準価額の推移】

(2015年6月12日(設定日)～2019年6月28日)



(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) (年1回決算型)は2019年6月末現在において分配を行っておりません。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは12ページをご覧ください。

ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにあります。

アジア好利回りリート・ファンド	：（毎月決算型）
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	：（年1回決算型）

1. 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

●ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズにおいては、不動産投資信託等の有価証券に直接投資するのではなく、他の投資信託を組み入れることにより運用を行います。

※リートとは

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT（リート）」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払うしくみの商品です。

2. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3. （毎月決算型）は毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

（年1回決算型）は年1回決算を行い、分配金額を決定します。

●（毎月決算型）：原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

●（年1回決算型）：原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

●分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の不動産投資信託を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーツの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーツの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

投資対象である外国投資信託において外貨建資産を組み入れますので、当該組入資産通貨の為替変動の影響を受けます。外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資対象である外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。為替相場が組入資産通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

投資リスク

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

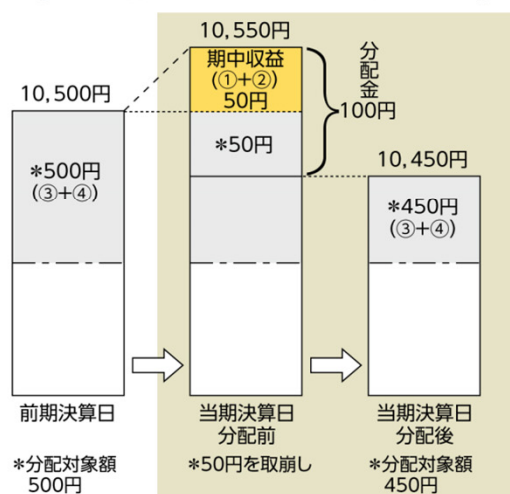
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



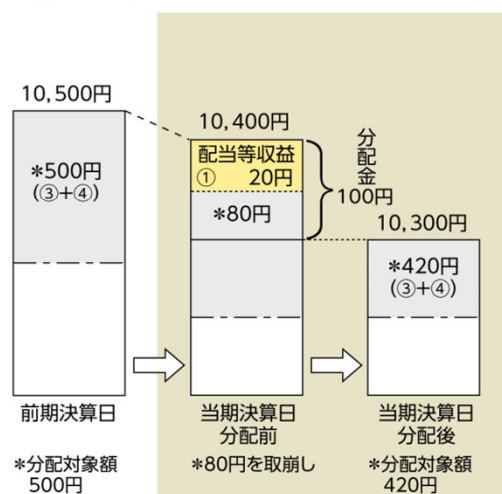
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



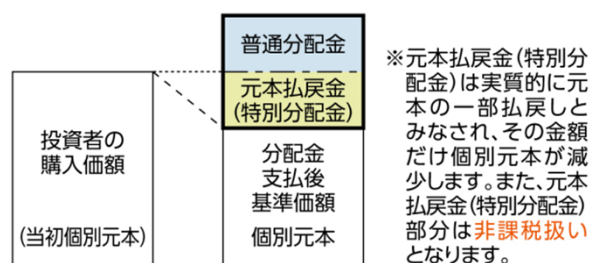
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

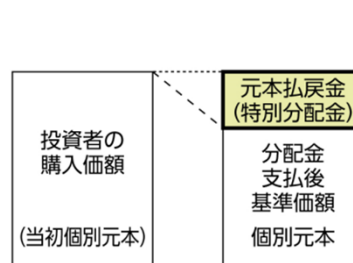
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

信託期間

（毎月決算型） 2011年9月30日から2025年9月12日まで

（年1回決算型） 2015年6月12日から2025年9月12日まで

決算日

（毎月分配型） 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）

（年1回決算型） 毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（毎月分配型） 決算日に、分配方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

（年1回決算型） 決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

シンガポール、香港、オーストラリアの取引所の休業日ならびにシンガポール、香港、メルボルン、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.78%（税抜き3.50%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.1124%（税抜き1.03%）の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、年1.8124%（税抜き1.73%）程度となります。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		※1
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○					※1
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					※1
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
九州 F G 証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号	○					※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					※1
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○					※1
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					※1
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○					※1
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○					※1
頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号	○					※1
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		※1
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○				※1
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○					※1
西日本シティ T T 証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		※1
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○					
P W M 日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					※1
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○					※1

備考欄について

※1：「アジア好利回りリート・ファンド」のみのお取扱いとなります。

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○					※1
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○					※1
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○		※1
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○					※1
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○					※1
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○		※1
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○					※1
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					※1
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○		※1
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		※1
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		※1
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					※1
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○					※1
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		※1
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○		※1
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		※1
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○					
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○					※1
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○					※1
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○					※1
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○					※1
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○					※1
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					※1
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					※1
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○					※1
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第14号	○					※1
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					※1
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○		※1
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○					※1

備考欄について

※1：「アジア好利回りリート・ファンド」のみのお取扱いとなります。

★★アジア好利回りリート・ファンド

モーニングスターアワード受賞★★



モーニングスターアワード・
ファンド オブ ザ イヤー
2014
優秀ファンド賞
(国際REIT型 部門)
受賞



モーニングスターアワード・
ファンド オブ ザ イヤー
2016
最優秀ファンド賞
(REIT型 部門)
受賞

「アジア好利回りリート・ファンド」は、2017年1月30日に発表された「モーニングスターアワード・ファンド オブ ザ イヤー 2016」において最優秀ファンド賞（REIT型 部門）を、2015年1月30日に発表された「モーニングスターアワード・ファンド オブ ザ イヤー 2014」において、優秀ファンド賞（国際REIT型 部門）を受賞いたしました。

当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2014年、2016年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。2014年12月末において国際REIT型 部門に属するファンド215本の中から、2016年12月末においてREIT型 部門に属するファンド394本の中から選考されました。Morningstar Award “Fund of the Year 2014、2016”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

★★アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型） モーニングスターアワード受賞★★



モーニングスターアワード・
ファンド オブ ザ イヤー
2017
優秀ファンド賞
(REIT型 部門)
受賞

「アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）」は、2018年1月31日に発表された「モーニングスターアワード・ファンド オブ ザ イヤー 2017」において優秀ファンド賞（REIT型 部門）を受賞いたしました。

当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2017年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。REIT型 部門は、2017年12月末において当該部門に属するファンド408本の中から選考されました。Morningstar Award “Fund of the Year 2017”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

※上記の評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年6月末

